

# 令和6年第5回加賀市農業委員会定例総会

令和6年5月24日(金)

開会（午後1時30分）	
事務局（宮下）	<p>これより令和6年第5回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員13名全員の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては13名のうち10名の出席を頂いております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、17日に永田委員、川江委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長(中村会長)	<p>皆さん、こんにちは。(あいさつ等)</p> <p>それでは、令和6年第5回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>
議事録署名員の指名	
議長(中村会長)	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>5番 加納委員、6番 新保委員を指名します。</p>
議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議長(中村会長)	<p>それでは議案の審議を行います。議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。</p>
事務局（橋本）	<p>それでは、議案第16号農地法第3条の規定による許可申</p>

<p>議長(中村会長)</p> <p>議長(中村会長)</p> <p>議長(中村会長)</p>	<p>請についてご説明いたします。案件は2件です。</p> <p>整理番号1番は、[REDACTED]の譲受人が町内の農地を取得するものです。この農地は譲渡人と相続人が亡くなっており、遺贈により相続人の配偶者に農地を譲渡するものです。譲受人は野菜を主に農業を営んでおり、自宅や耕作地に近い農地を取得するものです。</p> <p>整理番号2番は、[REDACTED]の譲受人が町外の農地を取得するものです。この農地は市外の譲渡人が所有していますが、相手方の要望により所有する農地を譲渡するものです。譲受人は水稻を主に農業を営んでおり、自宅や耕作地に近い農地を取得するものです。</p> <p>以上、この案件は資料2の調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案 第16号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手全員)</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p><b>議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について</b></p>	
<p>議長(中村会長)</p> <p>永田委員</p>	<p>次に、議案 第17号 農地法第5条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、永田委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>1番の転用目的は宅地造成です。隣地境界には既存の擁壁</p>

があり、雨水は浸透させるとともに道路側溝に流す計画です。

2番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。

3番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。

4番の転用目的は自己住宅及び車庫建設です。4番は既に自己住宅と車庫が建設されていました。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。譲渡人と相続人は既になくなっており、始末書は提出されていません。

5番の転用目的は太陽光発電設備建設です。雨水は道路側溝に流す計画です。

6番の転用目的は駐車場建設です。隣地境界に擁壁を設置して、雨水は道路側溝に流す計画です。

7番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。

以上、7件とも周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。

それでは、事務局から説明してください。

説明いたします。

1番は [REDACTED] にあり、畑、13筆、面積計800㎡、転用目的は宅地造成です。譲受人は不動産業を営んでおり、申請地を購入して住宅地3区画を造成して販売するものです。申請地は第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

議長(中村会長)  
事務局(橋本)

2番は [REDACTED] にあり、田、面積 443 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

3番は [REDACTED] にあり、畑、面積 519 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は親族が実家の近くに住むため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

4番は [REDACTED] にあり、田、3筆、面積計 601 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅及び車庫建設です。この案件は、譲受人の亡義父が昭和 39 年に自己住宅を建設し、平成 6 年に自己住宅及び車庫を建設していたものです。譲受人は居住しており、申請地を遺贈され自己住宅及び車庫を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

5番は [REDACTED] にあり、田、5筆、面積計 3,589 m<sup>2</sup>、転用目的は太陽光発電設備建設です。譲受人は不動産業を営んでおり、申請地を購入して太陽光発電設備を建設するものです。申請地は農地の拡がりか 10ha 以上の農地の一部であることから第1種農地と判断されますが、総面積 365.63 m<sup>2</sup>の併用 1/3以内であるため、許可相当に該当するものと考えます。

6番は [REDACTED] にあり、田、面積 168 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場建設です。譲受人は隣接地に自己住宅を建設するため、申請地を購入して駐車場を建設するものです。申請地は第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

議長(中村会長) 能登委員	<p>7番は [REDACTED] にあり、畑、2筆、面積計 576 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、作業場近くの申請地を使用貸借して自己住宅を建設するものです。申請地は農地の拡がりが 10ha 以上の農地の一部であることから第 1 種農地と判断されますが、集落に接続しており、他に代替地もなかったため許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
事務局(橋本)	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>太陽光発電をすると近隣の農作物に悪影響があると聞いたことがあります。周辺の耕作者に確認を取りましたか。</p> <p>申請者に対して、周辺の農地の所有者からの同意書は求めています。周辺の農地に影響がない計画となっているかを申請者に確認し、現地調査を行っています。</p>
議長(中村会長)	<p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p>
議長(中村会長)	<p>議案 第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>

**議案第 18 号 農地利用最適化推進委員の辞任の同意について**

議長(中村会長)	<p>ここで、追加議案が 1 件ございますので、事務局、議案の配布をお願いします。</p> <p>(追加議案 18 号 配布)</p>
議長(中村会長) 事務局(宮下)	<p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員の小野田氏から、5月 15 日付で一身上の都合により委員を辞任したい旨の申出がありました。</p>

議長(中村会長)	た。このことから、農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により農業委員会の同意を求めるものであります。
議長(中村会長)	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)
議長(中村会長)	なければ、これより採決に入ります。 追加議案 第 18 号小野田推進委員の辞任に同意する方の挙手を求めます。適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手全員)
議長(中村会長)	全会一致により、辞任同意に決定致します。

### 第 19 号 欠員委員の補充について

議長(中村会長)	先の辞任同意に決定したことにより、更に審議頂く議案が発生しました。事務局、議案の配布をお願いします。 (追加議案 19 号 配布)
議長(中村会長)	それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局(宮下)	先ほど農地利用最適化推進委員 1 名の辞任の同意を頂きました。これに伴い農地利用最適化推進委員 1 名の補充扱いについてご審議を頂くものでございます。
議長(中村会長)	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)
議長(中村会長)	なければ、これより採決に入ります。 それでは、議案 第 19 号「委員の欠員の補充」について、補充することに異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。 (挙手全員)
議長(中村会長)	全会一致により、「委員の欠員の補充」について補充することとし、公募等事務手続きについては、事務局で適正に進めてください。

報告 第8号 農地利用最適化活動について

議長（中村会長）

次に、報告 第8号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。

（委員からの報告なし）

議長（中村会長）

その他事務連絡については、事務局から報告してください。

事務連絡

事務局（宮下）

その他資料（資料3）当面の日程のみを説明  
（活動実績等を報告）

議長（中村会長）

ほかに何かありませんか。  
なければ、以上をもちまして、令和6年 第5回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（午後2時37分）